

個人を強化する制度と生命倫理

— コミュニタリアンのリベラリズムと出生前診断 —

浜 野 研 三

はじめに

- 1 個人の本質的な社会性
- 2 個人を支え強化する社会
- 3 強い個を支える制度の具体例
- 4 出生前診断への対応
- 5 対応の基本的方策

は じ め に

生命倫理の様々な問題を議論する際に当の問題の渦中にある個人の判断がいかにあるべきかを議論するとき、そのような個人がおかれている社会の経済的・政治的そして文化的状況の考慮がなされるべきである。殊に、ヒト・ゲノム計画や出生前診断について議論するとき、それらの持つ様々な意味を予測し理解するために、社会科学的観点と言うべきものが不可欠である。¹⁾しかし、そのような社会科学的観点も明確な政治哲学や社会哲学の基盤なしには、十分な実践的な役割を果たすことができない。なぜなら、そのような観点に基づく探究により、当の問題を構成しその社会的な意味を成立せしめている数多くの社会的諸力の存在とそれらの間の相互関連が理解されても、それだけでは、事実の全体的評価を踏まえた具体的実践的な方策をたてることができないからである。そのような評価と方策の策定のためには社会の組織化の基本的原理についての明確な理解とヴィジョンが必要なのである。その理解とヴィジョンの内容に応じて、対処のあり方も変わる。拙論では、個人の本質的な社会性の強調と個人の個性と自律性の尊重は動的な調和を保ちうるものであり、そのような調和は追求するに値するという立場に立ち、そのような立場から具体的な生命倫理の問題にどのような発言をなしうるかを述べてみる。

まず第一に、筆者の基本的立場を素描し、その中で、個人の本質的な社会性の強調と多元主義や個人の市民的な権利の擁護とが矛盾しないことを説明する。そして、そのような立場から出生前診断の問題点を指摘するとともに、それへの対処の方策を述べることにする。

1 個人の本質的な社会性

ほとんどの人は、個人は社会的な真空状態の中で生存し成長しうることではない、と言われたとき、なにを今更分かりきったことを、という反応を示すであろう。しかし、そのような反応を示す人の多くが様々な問題を理解し対処しようとするときに、問題を生み出している社会的な力を十分に理解し考慮に入れようとする態度を身につけているかという点、おぼつかない次第である。我々は習慣の動物であり、日々の生活の中で多くの社会制度、社会的関係を受入れ、それを所与として問題を考察しようとするため、往々にして制度や関係は背景の中に身を潜め、考察の主題とならないことが多い。個人の社会性は実質的には見失われてしまいがちなのである。

しかし、まさに個人は社会的真空の中で生存し成長するのではないゆえに、言い換えれば、社会性はそれなしに個人の存立がありえないという意味で個人の構成的要素であるゆえに、個人のおかれている社会的関係の理解抜きには、個人を取り巻く問題の十分な理解も解決も不可能である。後に詳しく述べるように、個人は文字通りの意味での自己充足的な存在たりえない。物質的にも精神的にも個人は他者を、そして共同体や社会を必要とする。ただし、このことは個人が社会的関係に還元されうることを意味しはしない。個人の身体が様々な外的諸力との均衡を保ちながら個別の身体としての全体性・統合性を保つと同様に、身体的特徴と心的特徴を併せ持つ個人もまた様々な社会的諸力が織りなす磁場の中で一定の相対的独立性をもち、全体性・統合性を保持し、また、保持しようと努力している。言うまでもなく、思考や行為の基本的な単位はあくまで個人であり、自由や自己決定権の擁護の対象はなによりも個人の権利であり自由なのである。したがって、他者そして共同体や社会への配慮を伴う個人の自由で創造的な活動こそが、社会構造の編成を考える際の基本的価値であると言うことができる。筆者は、社会そのもの・伝統そのものに個人の価値を超えた価値を付与する見方には組しえない。社会や伝統の価値を称揚しているときでも、実はそれらが個人の生活の充実に寄与する故にであって、個人の価値の基本的優位さが前提されているのではないだろうか。このように、社会や伝統は最終的には手段としてのみ価値をもつ、と筆者は考える。

同様に、個人の社会性が構成的要素であるとの主張は個人を社会的関係の単なる総和とみる社会還元主義と明確に区別されねばならない。次に引用するデューイの言葉が筆者の基本的立場を明確に表している。

「社会の編成、法律、制度は人間のために作られたのであって、人間がそれらのために作られたのではない。それらが人間の福祉と進歩のための手段であり動因であることは真である。しかし、それらは個人のためになにかを獲得するための手段ではない。個人のために幸福を獲

得するための手段でさえもない。それらは個人を創造するための手段なのである。」²⁾

このような個人の本質的な社会性、換言すれば、個人の形成にとっての社会的関係の本質的な重要性を理解するための最適な方法は、個人の成長のあり方に注目することである。端的に言えば、子供の本質的な依存性（直接的には親にたいする、そして親の背後にあって親を支えている社会にたいする依存性）の意味を十分に反省し理解することである。³⁾ 通常の場合、誰もがまず親子関係（その「親」が法律上また生物学上の親でなくても、その人が通常の親と同様に養育のための努力を惜まず、その人と子供の間で物質的にも情緒的にも緊密な関係が築かれているならばよい）の中で成長を始めるのであって、その中で人間的な共同体の基本的なあり方に触れ、その維持の仕方を学ぶのである。

更に、子供は単に物質的な必要のみではなく精神的にも他者を必要としている。子供は親を初めとする他者の承認を必要としているのである。というのも、子供は他者によって自らの行為や存在を承認されることによって、自己にたいする尊敬の念を拡充する強い必要をもっているからである。主体性をもった強い個人が生まれてくるのは、そのような自己への尊敬の念が拡充され健康に発達する場合にである。自己への尊敬の必要が十分満たされないとき、人は他人や社会の圧力に抗して自己の主張を貫くエネルギーをもつことはできない。低い自己への尊敬の念しかないもてない人は、徒に自己を卑下し、広やかで対等な関係を他者や社会と結べず、他者や社会の要求を容易に受け入れてしまい、自らの潜在的な能力の十分かつ調和的な発達をはかることができない。のみならず、本質的な必要が満たされないことによる不満は、自分より弱いものに対するいじめなどの歪んだ形での代償行為を導き、他人の個性の健全な発達を阻害することになりがちである。

他者による承認の必要は子供が親や社会の設定した基準を受け入れることをも意味している。子供がそれらのすべてを受入れないかもしれないが、それらをすべて拒絶することは不可能である。それは社会によって棄て去られることを意味する。実際には、子供はそれらの多くを受入れ内化する。それらの基準に批判的になるとしても、ひとまずそれらを内化したあと、反抗期になってからである。そのようなあるまとまった基準の体系を受け入れなければ、子供はなんらの行為や判断の指針をもつことができず、混乱するだけである。逆に、社会の提供する行為や判断の基準を受け入れることによって、子供は他者の承認を受けるための身のこなしを習得し、社会での身の処し方を学ぶ。そして、そのような基準によって規制された様々な機会の内からの選択を繰り返しながら、自らのアイデンティティを確立してゆくのである。

デューイが言うように我々は社会によって作られたのであり、他者との関係や社会の共通の善についての理解が我々のアイデンティティの不可欠な部分をなしている。人は共通の善を求めている協同の経験の中で信頼や正義の観念や感覚、他者への思いやり・勇気・友情などの徳を

学んでゆく。人間の中にそのような徳を身につける自然な傾向を描定することもできるであろう。ただし、その自然な傾向は十全な開花のためには共同体による広い意味での道德教育を必要とするといつてよいだろう。共同体の中での様々な協同の経験なしに、そのような素質が十分に開花するとは考えられない。このように個人の安定したアイデンティティの確立にとって他者の存在は不可欠であり、それ故、他者への本質的な依存は自己決定の能力にとって本質的前提なのである。このような本質の意味において、自己決定権の存在と他者への本質的依存の事実は両立可能なのである。

しかも、子供の基本的なあり方である他者への依存という事実は成人になっても消え去るものではない。肉体をもつ人間は、この地球大の物質循環のその小さな部分をなす社会の様々な形での生産と消費のシステムのいずれかに関わることによってのみ、自らの生の維持存続が可能となるような存在である。そのような依存は物質的なものにかぎらず、精神的な要素にもあてはまる。他者による承認の必要、自己への尊敬の念の拡充の必要は大人にとっても切実な必要なのである。その歪んだ姿の例であるといつてもよいかもしれないが、様々な賞や勲章を巡っての熾烈な争いや泥仕合についての報道に触れるにつけ、この必要の強さに思いを致さざるを得ない。自らの文化の承認を求める少数民族の願いの強さも同様の感慨に導く。⁴⁾

2 個人を支え強化する社会——コミュニタリアンのリベラリズムの原則

上記のように、個人にとって社会的制度やそれによって構成される社会的関係は、それ抜きに自らの存立が不可能であるような構成的要素であることが理解されたならば、すなわち、ひとたび社会的真空の中での原子論的个人という観念の非現実性が了解されたならば、社会ないし共同体の重要性を云々することは重要ではなくなる。個人にとっての共同体や社会の重要性の有無ではなく、どのような共同体や社会を目指すべきなのか、それらの価値の源泉はなにか、それらの構成原理はいかなるものであるべきか、が問題となるのである。

ここで強調されるべきことは、社会的関係の強調はなにも個人を安易に抑圧することを許す共同体主義者や全体主義者の専売特許ではないことである。個人の存立とその生活の質にとって社会的制度とそれに基づいて構成される社会的関係が重要であることの強調は、往々にして見逃されやすい重要な事実の指摘である。しかし、問題はそのような事実の指摘からどのような実践的な帰結を取り出すかである。そこから社会や共同体の個人にたいする優位を導くことも可能である。しかし、それが唯一のそして最善の立場であるとはいえない。筆者の立場はそれとは逆である。個人の自律と個人の潜在能力の十全かつ調和ある発達を社会や共同体の基本的な原理、その価値の源泉とみなす立場を筆者はとるのである。強調されるべきなのは、この立場は他方において個人の本質的な社会性を認めており単なる個人至上主義ではない、ことで

ある。個人を尊重することは個人を生み出す社会や共同体を尊重することを意味し、逆に、社会や共同体を尊重することはそれによって生み出され支えられている個人を尊重することを意味するという、本質的に動的な関係を個人と社会や共同体の間に認めることを、この立場は含意している。けれども、最終的にどちらに優位をおくのか、どちらに価値の源泉を認めるのかと問われるならば、個人と答えるのが、筆者の立場である。この立場に立つとき、個人の自律性を強化しその潜在能力の発揮を支援するような社会制度こそが望ましいものとなる。社会や共同体の全体に個人を奉仕させることを目指した制度の設計も無論可能であるが、それは筆者の立場からは本末転倒であり、批判されるべき選択でしかない。次に、この立場の基本的原則についていまだ少し説明を加えることにする。

（日本的集団主義の克服との関係）

まず第一に、現代日本においてこのような立場を表明したときに直ちに出来る批判に答えておくことにする。すなわち、強力な集団主義的メンタリティや個の脆弱さがしばしば指摘される日本社会においては、個人の主体性の確立が強く叫ばれる結果、制度や社会的関係がもつ個人にとっての本質的重要さを指摘すると、ほとんど条件反射的に、「そのような議論は日本的集団主義に取り込まれ、本来の意図とは異なって、その維持強化に貢献してしまう」という反応を呼び起こす。それ故、このような日本の実情に即した一見現実的な態度の抽象性・非現実性を指摘することの重要性は極めて大であると言わざるをえない。繰り返して述べてきたように、制度や社会的関係が個人の存立にとって大きな役割を果たしているならば、制度の具体的なあり方の分析とそれに基づく改革のための方策の追求は個人の尊重のために欠くべからざることである筈である。個人の自律性を強化するような制度が成立して、初めて自律的な個人の存立が容易になるのであり、個人に多大な犠牲を課するような制度の下で強い個人が輩出することを望むのは非現実的なのである。制度の改善策を提示することなしに、個人の主体性の強化のみを訴えることは、個人が社会的真空の中で存在しているかの如き議論であり、具体的な改革の方策の設計を妨げるものとして機能する。言うまでもなく、孤独なヒーローの散発的な出現だけでは、個人が尊重される社会の成立と存続は保証されない。個人の強化と制度の改変は車の両輪のように切り離すことはできない。それが、社会的制度や関係が個人にとって構成的要素としての重要性をもつという事実が、個人の尊重を主要な価値と認める立場に対して持つ一つの実践的帰結なのである。

（個人の自由の規制の根拠）

第二に、個人の尊重ということは、自分という個人のみを尊重するという意味での利己主義をとることを意味しはしない。個人の尊重はすべての個人の個人としての尊重という、平等主

義を含意している。したがって、個人の尊重は個人の相互の尊重を意味しているのである。この個人の相互の尊重という価値前提からは、当然、個人の行為の自由の制限も帰結する。しかし、それはあくまで、個人の自律性の尊重という価値を守り育てるためのものである。共同体や社会が個人の行動に介入し規制する場合もありうるが、そのような介入や規制はあくまで個人の相互の尊重を可能にし育てるという目的に合致したものでなければならない。社会と個人はまったく対立した両極のようなものではない。個人と社会集団は相互に補完的に存在しうるものであり、一方が欠けては他方が存在しえないものである。上で述べたように、社会的制度や関係は個人の構成的要素なのである。したがって、個人が自らの存立を守り社会を保持するために犠牲を払うこともありうるのである。そのことは、社会・全体が個人・部分に優先することを意味しはしない。そのような犠牲が意味を持つためには、なによりも、当の社会が個人の犠牲に値するような社会、個人の相互の尊重を可能にしそれを守り育てるような社会でなければならない。個人を守り育てるような制度的保証をもたない社会がただただ個人の犠牲を求めらば、その社会は個人尊重の原則に反した、批判されるべき社会と言わざるをえない。

（国民国家と個人）

同様の考えの下に、個人と国民国家との関係についても次のように言いうる。

確かに、現在の社会において国家の保護が全く無い状態では人々が安定した生活を送ることは困難である。したがって、そのような役割をもつ国家の存立を危うくする事態にあっては、何らかの犠牲を個人が払うこともやむをえないことである。しかし、それは国家がそのような個人の犠牲に値するような国家であることを前提としている、すなわち、個人の自律性を尊重し、個人の潜在的能力の調和ある発展を助けるような様々な施策を個人の意見に耳を傾けつつ立案実行するような国家であって初めて個人の忠誠に値するのである。しかも、個人の忠誠の発揮が軍事行動への参加に係わる行為のみに限定される理由はない。軍事的行動によってのみ国家の安全が守られうるような事態を回避するために、様々な非軍事的分野で国際関係の緊張を緩和し多くの国の人々と友好的な関係を形成するよう努力することも、立派な義務の遂行である。さらに、忠誠ないし義務の遂行を素直に受入れ、積極的に国家のために貢献をするような基盤を作るために、国家が真にその役割を発揮するように国家のあり方に建設的な批判をなすことも（後に述べるように、国家が個人の自律的な行動を不当に制限し、個人の能力の発達を阻害するような制度を作ろうとすると、それにたいして批判を行い代案を提出することなど）、同様に重要な義務の遂行のあり方である。

国家や共同体はそれ自身で価値を持つものではないのである。個人にとって自らの生活を豊かにすることに貢献したものとして守るに値するとみなされない、単なる歴史的に持続してきた組織としての国家や共同体に対して、我々は遂行すべき何らの義務をも負わないのである。

我々は社会や国家に対して義務を負っているのではなく、義務を負っていると考えることが妥当であるような社会や国家を作るように行動するという義務を、互いに負っているのである。それは個人の社会性が構成的要素であることから生じる、個人が相互に負っている義務なのである。国家や社会や共同体が個人の生活を不当に圧迫し、個人の自律性と潜在的能力の十全かつ調和のとれた発達の援助という本来の目的から逸脱した行動をとるとき、それを厳しく批判して正しい道に戻すよう努力することも、そのような国家や社会や共同体の構成員である各個人が互いに負っている義務の一つである。

（市民的権利——リベラルな価値の尊重）

市民的権利なるものも個人の自律性を守るための道具として初めて存在しうるのである。このように理解すれば、個人の本質的な社会性を強調することとリベラルな価値を受け入れることは矛盾しない。コミュニタリアニズム的な個人の本質的な社会性の強調と、個人の自律と個人の潜在的能力の十全かつ調和的な発達に価値の源泉とする一見極端に個人主義的な原理は、筆者の立場においては、一つの整合的な立場を形作りうる。この立場をコミュニタリアン的なリベラリズムと名付けることも可能であろう。とにかくコミュニタリアン的な契機とリベラルな契機をただただ対立すると捉える硬直した二分法は捨て去られるべきであり、両方の契機の動的な調和の可能性の追求により一層の努力が払われるべきなのである。⁵⁾

（立憲民主制の擁護）

このような立場は立憲民主主義と最も近い関係を持っている。なぜなら、多数決民主主義は各人の票を平等とする点で平等主義の具体化として評価すべきであるが、多数決によって個人の自律性が不当に脅かされる可能性がありそのようなときには市民的権利が優先する、この立場は考えるからである。これは、国家や社会の価値の源泉を個人におく筆者の立場にたつとき、容易に導かれる結論である。筆者の立場は多数決民主主義ではなく立憲民主主義の立場と整合的な立場なのである。民主主義も上で述べた価値に奉仕するという道具としてのみ価値を持つのである。したがって民主主義や多数決を金科玉条のようにあがめることはまさに手段の目的化・物神崇拝の一種として批判されるべき態度とみなされる。⁶⁾

（多元主義の尊重）

同様に、個人の自主性の尊重、個人の潜在能力の十分かつ調和のある発達を社会や国家の価値の源泉と捉える筆者の立場からは、行動や制度の具体的なあり方については、できうるかぎり個人や個人が自発的に形成した集団の判断に任せることが奨励される。一つのモデルを社会全体に押しつけるというような立場は批判されるべきである。換言すれば、多元主義的な社会

こそがこの立場にもっとも相応しい社会なのである。J. S. ミルが述べるような個人の多様な実験を許す社会こそが個人の自律的な発展、個性の発揮を許す社会である。そのような実験が個人の自律性や個性の尊重を妨げ、個人の健全な成長を助ける社会の存立を危うくする場合にのみ、社会や国家はそのような行為を防ぐための方策を講じるべきなのである。多様な試みが許される多元主義的社会の中でこそ、個人は自らの個性に応じたアイデンティティを確立し強い個たりうる。一定の責任を担いつつ自由な自己表現が許容される関係の中で、個人は様々な有用な能力を身につけるとともに、社会の中での自らの位置、自己のアイデンティティを獲得するのである。そして確立したアイデンティティをもつ強い個こそが多元的な社会を脅かそうとする全体主義的な力や荒々しい市場の論理にたいする防波堤の要石となりうるのである。⁷⁾

無論、多元的社会ではまったくの平和な棲み分けが可能であるのではない。資源の稀少性という条件の下で共生せざるをえず、また多くの事柄についての様々に異なった感性や価値基準をもっている我々は、そのような対立を乗り越えて平和な共生関係を維持発展させるために議論し交渉しなければならない。その意味で政治的行動の重要性はなくなるのである。⁸⁾

以上の説明を要約すれば次のようになる。我々は社会なしには生きられないし、その潜在的能力を発揮することもできない。個人の幸福にとって社会制度と社会的関係は不可欠であり、我々は否応なしに社会を形成せざるをえない。そして、その社会が各個人の幸福、各個人の潜在能力の十分な発揮を可能とするような社会となるか否かはその社会の構成員である各個人の行為と態度にかかっている。各個人は、そのような忠誠に値するような社会や共同体や国家を作り上げるよう一定の貢献をなすよう行為する共同責任を担っている。その責任は他の構成員全員に対してである。他方、社会や国家の側は個人の忠誠に値するような、個人を支援するものでなければならない。そのような社会は立憲民主制をとり、市民的権利を擁護し、多様な価値に基づく様々な試みを許容する多元的社会でなければならない。このような立憲民主的で多元主義的なコミュニタリアンのリベラリズムが筆者の立場である。

3 強い個を支える制度の具体例

ここで抽象的な議論のかわりに、個の確立にとっての社会的関係や共同体の必要性和その重要性について、生命倫理に関わる具体的な例を二つ紹介する。これらの例は、一見矛盾を含んだ立場に見える筆者の立場にたいして、言わば事実による正当化を与えるであろう。

(患者の自己決定権を支える医療制度)

第一の例は、患者の自己決定権を支える枠組みがビルト・インされているアメリカの医療制

度の例である。日本の医療制度の中にインフォームド・コンセントの理念を根づかせるために参考とすべきことは、アメリカの医療制度においては、「医師以外の多様な専門職が参加する、開かれたチーム医療体制・・・」。具体的には、看護職・ソーシャルワーカー・臨床心理士・リハビリ士といった、いわゆるコ・メディカル・スタッフが対等の一員として医療に参加し、患者・家族を療養面で支えるだけでなく、意思決定の過程でもそれぞれの観点から必要な情報や助言を与え、助けるということである。」まさに、「そうしたバックアップ体制なしに、いきなり一般人の患者・家族に自己決定だインフォームド・コンセントだといってもはじまらない」⁹⁾のである。これは個人の主体性の確立にとって、個人の努力を支え助ける制度や社会的関係がいかに重要であるかのよき例である。個人の自己決定という一見極めて個人主義的な行為が正しく行われるためには、言い換えれば、個人の主体性が真に発揮されるためには、それを支え励ます制度に基づく関係のネットワークが存在していなければならないのである。このような体制においては、個人の自律性と個人を取り巻く関係のネットワークの間に必然的な矛盾などは存在していない。むしろ、そこには一定の幸福な調和の可能性が存在しているのである。むろん、その調和は静的予定調和的なものではなく、動的なものであり、いずれかの要素が緊張を失い制度の本来の意味が見失われるとき、個人の自己決定権は有名無実なものに堕してしまふ。しかし、幸いにも緊張関係が持続し制度が本来の機能を発揮するならば、個人と制度は互いに互いを強化し合うことができる。強い個人はそのような制度の中で主体的な決定を担う経験を通して、自己にたいする尊敬の念を拡充すると共にそのような決定を担う強い自己を形成することができるのである。

（聾者にとっての聾学校の共同体の本質的な重要性）

また、言語習得以前に重度の聴覚障害にみまわれた人にとってのいわゆる聾学校の、殊に寄宿舎つきのその重要性が強調されているが、それは、そのような場所で初めて聴覚障害をもった人が自らの共同体を見出し、それに属する中で手話を初めとする聾者の文化に接しそれを吸収することを通して自らの強固なアイデンティティを確立することができるからである。聾者はそのような共同体に属することによって、聴覚障害という障害をもった人、欠陥をもった人としてのアイデンティティではなく、手話を中心としたもう一つの文化をもつ少数者（マイノリティ）としてのアイデンティティ、聴覚の機能不全を一つの個性の要素としてもつ個人としてのアイデンティティを確立するのである。「我々は聞くこと以外はなんでもできる」という自尊の念に満ちた自己のイメージを持つか、医療によって治療されるべき欠陥を持つものとしての自己イメージ、医療化された自己イメージを持つかは、どのような共同体に属するかによって規定されているのである。¹⁰⁾このような例は他にも数多く存在するが、その教訓が十分に活かされているようには見えない。このことの認識が拙論執筆の動機である。

4 出生前診断への対応

以上述べた立場からは、生命倫理についてどのような議論がなされうるであろうか。

強い個を形成し維持する制度の第一の例に挙げたように、患者のインフォームド・コンセントの権利が真に可能であるためにはそれを支える制度の整備が不可欠である。しかし、日本社会において、インフォームド・コンセントという言葉は色々と論じられているが、真の意味での患者のインフォームド・コンセントの権利を成立させる実効ある制度の設計のための具体的な制度改革の動きは余り盛んであるとは思われない。このような現状にたいする批判的視点を上記の立場は提供する。ではこの立場からは出生診断を巡る生命倫理の議論にどのような議論がなされるのか。これを明らかにするのが以下の課題である。まず第一に出生前診断の問題点について述べる。

（出生前診断の問題点）

出生前診断について考えるとき、なによりも選択的中絶の問題、そして障害者にたいする社会の態度が問題となる。そのことを中心に6つの問題点を説明することにする。

- 1, 障害を理由として胎児が中絶されることが多くなると、障害をもって生きるよりも、生まれてこないほうがよいという考え、言い換えれば、障害をもった生は生きるに値しないという考えが社会の中で支配的なものとなりうる。そのような考えは多くの場合、十分な知識と理解に基づいて作られた考えではなく、人々の中に深く植えつけられている偏見に基づいている場合が多い。したがって、社会が出生前診断——選択的中絶というプロセスを受け入れてしまうことは、既にある偏見を強化することを意味する。
- 2, 社会は構成員の全員の福祉の向上を目指すべきであることが忘れられて、障害者とそうでない人との間に現実に存在する不平等が、仕方がないものとして肯定されてしまう。障害を持っている人の個人的な状況に焦点があてられ、その個人を取り巻いている社会のあり方について批判的に考えることがおろそかになり、問題が遺伝化（geneticization）されてしまうのである。それにより、人間の本質的な社会性についての理解が障害を巡る議論から抜け落ちてしまう。しかし、たとえば、アメリカの障害者総数4200万人の内遺伝的な原因で障害を持っている人の数は相対的に少数であり、年齢や事故による障害を持つ人が多数を占めているという事実は、障害の問題を考える際に決して忘れられてはならないのである¹¹⁾。
- 3, 障害が、本人や家族にとっての不幸であり社会の負担を増す悪であるだけではなく、避けることができる悪とみなされるようになりうる。その場合、障害児の親はそのような悪の回避のための十分な努力を払わなかった人、自らの怠惰のゆえに社会の負担を増大させた人として非難の対象になりうる。そこでは、出生前診断を受けないという選択、またそれを受け

て遺伝的な欠陥を見出したとしても中絶しないという選択が、親から失われてしまう。そのような場合、障害を負担・悪とみなす社会や国家の代理人としての役割が親に課せられるようになり、親は社会の潜在的期待に沿うような決定をするよう圧力を受けるようになる。出生前診断を可能とした技術を開発した人々は新たな技術が新たな選択肢の提出、その意味で人間の自由の幅を広げることには貢献することを、技術の価値としてあげる。しかし、いま述べたような事態が現実化すれば、障害児を生み育てるという選択肢を選ぶことがきわめて困難になり、その意味で自由が狭められることになる。出生前診断技術の是非そしてその適切な制御の方策を考える際に、このような事態をどのように防ぎ、実質的な選択可能性を確保するにはどうすればよいかについての考慮は不可欠である。

- 4, アメリカなどでは「胎児の権利」が唱えられつつあるが、そのような形で妊婦と胎児の利害の相違・対立の側面が強調されるようになり、妊婦の福祉の充実と胎児の福祉の充実とは切り離すことが出来ないものであり、胎児の福祉の充実にところをくたくものは妊婦の福祉の充実に無関心ではおれないはずであるという、両者の間の緊密な一体性が見失われるようになる。¹²⁾その結果、往々にして、胎児の権利に焦点をあてる人は子供が生きる社会、したがって、親が生きている社会が抱えている問題に目を向けない傾向がある。ここでも問題の社会的背景についての理解の喪失の恐れを無視することはできない。
- 5, 胎児の質に排他的に価値をおく態度は、工場における製品管理の際の態度とかわりがなく、障害児を生まない運動は工場におけるゼロ・ディフェクト運動を連想させずにはおかない。過剰に胎児の質のよしあしに拘泥する、そのような発想に支配された社会に生きる妊婦は妊娠の自然な喜びを十分に味わうことができなくなるであろう。
- 6, この新たな技術は高価であり、全ての親が平等に使えるものではないゆえに、不平等が生じてしまう。

以上、基本的な問題点を6つ挙げてみたが、根本的な問題点を一言で言えば、遺伝的事実に排他的に焦点が当てられるようになり、障害概念の社会性の理解、より根本的には、人間の本質的な社会性の理解が見失われ狭く歪んだ人間観と社会観が助長される結果、差別と不平等が拡大再生産される実質的な可能性が存在すること、である。

それゆえ、人間の本質的な社会性と個人の自律性と潜在能力の十全かつ調和ある発展を尊重する社会を目指す立場からは、出生前診断の安易な制度化に対しては批判的な態度をとらざるをえない。次に、この立場からの批判の基本的視点を具体例を交えて述べることにする。

（批判の基本的視点——障害と障害概念の社会性）

なによりも強調されるべきことは障害概念が社会によって作られたものである事実である。生物学的レベルで決定可能な能力不全（disability）と社会的に構成される障害（handicap）

とは明確に区別されるべきである。すなわち、障害は社会の態度と独立に存在するものではなく、社会の態度の変化に応じてその範囲や内容が変化するものなのであることが理解されねばならない。その端的な例として、アメリカの東海岸の島マーサズ・ヴィニヤード（Martha's vineyard）の例がある。この島では近親結婚が長く続いた結果他の場所よりもより多くの聾者が住んでいたため、聴覚に問題がない人も自然と手話を習得していた。それゆえ、聾者も健聴者も手話を用いての意思疎通が可能であったため、マーサズ・ヴィニヤードでは健聴者は聾者をまったく障害者とは見なしていなかったのである。すなわち、健聴者が手話を習得していた社会では聴覚の能力不全是意志疎通の障害とならず、したがって障害を構成するとはみなされなかったのである。このように、障害の最たるものの一つと考えられてきた聴覚の能力不全も社会のあり方如何で障害と見なされなくなりうるのであることが、事実によって証明されている。¹³⁾ 同様に四肢に能力不全をもっているが車椅子を使用できる人が住む社会が車椅子による移動を容易にする設備をもっていれば、少なくともその人の能力不全を障害と見る度合いは減るであろう。

それに関連して、アメリカで高年齢＝危険年齢＝35才と決められたのは純然たる医学的な理由によるのではなく、社会経済的な考慮によるものであることが思い出されるべきである。この年齢は国々によって異なるのであり（フランスでは38才）、アメリカにおいても以前は異なった数字（40才）を採用していたのである。それらの相違や変化はその社会における文化的社会経済的な要因によって生み出されているのである。¹⁴⁾ 今も、このような観点からの検討に基づく、「医学的」カテゴリーの実際に則した理解の促進が望まれる所似である。

更に、障害と原因の主要な原因の多くが社会によって作られていることも指摘されねばならない。鉛中毒や栄養不足など貧しい周産期の介護のゆえの未熟児の発生や発達不全は遺伝的素質の問題ではなく、構成員にたいする社会の配慮の不足によっていえることができる。何らかの「欠陥」をもつ胎児を社会にたいする負担としてのみ考えたり、自分の好みや利害に合致しない胎児を安易に中絶する態度は、胎児の個性と潜在能力の開花を無視する態度から生じておりまたそれを助長するものである。¹⁵⁾ 人間の本質的な社会性の理解を踏まえて障害を考察すれば、上記の二様の意味で障害の社会性が明らかになるのである。このような理解を踏まえた本論文の立場からは、出生前診断は歪んだ人間観と社会観を助長する大きな可能性を持つものとしてその安易な実施には批判の矢を向けざるをえないのである。このような視点からの、出生前診断に対する基本的方策を次に述べることにする。

5 対応の基本的方策

（障害と障害に関わる問題の社会的原因の除去）

上に述べたように、障害概念は社会的に作られたものであり、一つ的能力不全が障害を構成すると見なされるか否かはその社会のあり方如何にかかっている。したがって、社会がどのような目標と基本的な価値をもっているかによって、出生前診断の意味と位置づけは変わってくる。そして、個人の自律性の相互の尊重と個人の潜在的能力の開花に価値を置きそれを支援することを制度の目標とする筆者の社会観に立つとき、高価で限られた人々にしか用いられず、しかも、障害のの主要な原因（事故や化学物質の影響そして貧しい周産期の介護を生む貧困などの非遺伝的・社会的な原因）の除去に有効ではない出生前診断に公的な資源を投資する政策の優先順位はきわめて低いものとなる。障害者の市民的権利の保護や彼らが生活する際に障害となっているものを出来るかぎり減らすための法の整備とその執行の確保、能力不全による不如意を減らすことを可能にする技術の開発等、様々な社会的な援助プログラムの開発と整備に社会の資源を重点的に配分することこそが、最も妥当な選択なのである。その意味で、能力不全をそれを持つ人の全体を覆いつくしその人の存在を決定的に規定するものとは捉えず、まさにそのような能力不全を一つの属性としてもつ人が存在すると捉え、その能力不全のマイナスの影響を減少させるために社会として支援しようという、能力不全をもつアメリカ人法（The Americans With Disabilities Act）の理念は筆者の立場に適合するものであると言える。そして、そのような選択を支えるヴィジョンは、多元主義の原則に相応しく、行政がすべてをとりしきるのではなく協同組合やヴォランティア組織が言わば草の根から支え、地方自治体を中心にした行政はそのような草の根の活動とネットワークを支援する枠組みをつくる、という弾力的な問題解決能力をもった社会のヴィジョンである。このような社会が目指すべき社会なのである。¹⁶⁾

（様々な手段と機会を用いての正しい情報を普及することの決定的重要性）

上に述べたような社会を作りだすためには、十分な質と量をもった情報を社会の共有財産とするための社会全体の努力が不可欠である。たとえば、絨毛検査や羊水検査の長所・短所、それらの限界などについての十分な知識がゆきわたっているとは思えない。障害者の生活についてはなおさら十分な知識や理解が共有されていない。まだまだ根深い偏見が人々の思考や態度を縛っているのである。障害児の生命の質を考慮して、中絶を選ぶという人もいるが、他人の生命の質ほど理解が困難なものではなく、特に、将来の障害の発現のあり方が明確に分からない場合が多い遺伝情報のみによって、誕生後や障害が発現したのちの当人の生命の質を判断することは極めて困難である。中絶というような生死を分ける判断に用いるには余りに不確定なも

のであると言わざるを得ない。このような判断が安易になされることもあるようであるが、それは、障害者が言わば彼ら自身の中心を持ち、その中心に基づいた生を営んでいるという具体的かつ厳粛な事実にたいする感覚の喪失によるのではないかと考えられる。

いわゆる尊厳死が問題となるときにはリビング・ウィルなど本人の意志が明確にされていたり、それまでの生き方や言行から近い人がある程度確信をもって判断を下せる場合があると考えられるが、その場合でも悪用の可能性が危惧されているのであるから、出生前診断後の選択中絶の判断についてはなおさら危惧を抱かざるを得ない。尊厳死の場合であれば、とにかく当事者の意見に耳を傾けることが最も重要であるということが出来るが、選択的中絶の場合にはその意見に耳を傾けるべき当事者にはその時点では意見などなく、中絶された場合にはその判断についての当事者本人の存在が抹殺されてしまっている。したがって、次善の策として、意見を表明できる障害者や障害者の近い人で代弁者とみなしうる人々の意見に耳を傾けることができるだけであるが、それらの人々の意見で注目すべきなのは、障害をもった生にたいする肯定的な意見が疑いもなく存在することである。それらの意見は例外なく、能力不全の否定的な影響を減らすような家族や社会による援助のシステムと偏見の除去の重要性を強調している。たとえば、自身脊椎分離症をもちかつ障害者の訓練士であり障害者運動の活動家でもあるマーシャ・サクストン (Marsha Saxton) の次のような言葉がある。

「能力不全をもつ多くの人々は、疑いもなく能力不全や苦痛や補助や補助の器具の必要は多くの不如意を生み出しているが、多くの場合、彼らなりの日常生活を生きはじめたら、それらの不如意は最小限になるか忘れられてしまう、と私に語った。むしろ、差別的な態度や心ない行動こそが彼らの生活を困難にしているのである。」¹⁷⁾

勿論、生まれてこないほうがよかった、という意見も存在するが、そのような意見の存在は社会の偏見とそれに基づく援助システムの不備ないし欠如によるところが大きい。生まれざりしならばという嘆きは実はそのような障害をもつ人を無用者、厄介者扱いし棄て去って恥ない社会や共同体にたいする呪詛が込められていると考えうる場合が多い。それは障害それ自体にたいする呪詛というよりも社会にたいする呪詛と告発であるのである。障害についての偏見をなくすために、このような障害者の実際のあり方、彼ら自身の生活と意見が知らされねばならない。殊に、胎児が遺伝的欠陥をもっていることを知った親にたいする支援のメニューの中には、親が望めば直ちに障害者や障害者の親のグループと接触できるシステムが、例外なく含まれていなければならない。

それだけではなく、日々の生活において障害者の生活の実際が多くの人々によって理解されるよう、多様な形で情報の提供が社会的な制度として確立している必要がある。年に一度や二度の寄付のためのテレビ等でのキャンペーンのお祭り騒ぎでは、障害者の実際の姿は理解されない。逆に、寄付を得るための同情を誘うような否定的なイメージのみがマス・メディアに

よって流されるならば、それは意図とはまったく逆に障害者について一面的なイメージに基づいた誤った理解を強化してしまう可能性がある。その意味で、より具体的な形でしかも恒常的に、できれば直接に障害者と接触できる機会を制度的に保障することが要請されるのである。そうして初めて根強い偏見もその呪縛を緩めることが期待できるのである。

（出生前診断の全廃は主張しない）

筆者は出生前診断を全面的に廃すべきであるという立場とはとらない。一つには、やはり個人の意思をまったく無視することはできないからである。親、より直接的には、女性の選択の自由は一定程度認められるべきである。出生前診断を受けない自由と共にそれを受ける自由も保障されるべきである。ただ、その自由の行使が安易なものであったり、十分な知識と理解なしの、偏見に基づいた条件反射的なものにならないように出来うるかぎりの制度的保障がなされるべきなのである。

第二に、出生前診断が正しく用いられ、胎児の欠陥を治療したり、能力不全に対応するための準備を親が早期に始めることができるならば、それは明らかに社会にとっても個人にとってもプラスであるといわざるをえない。繰り返しになるが、どのような社会であるかによって出生前診断の意味は変化するのである。したがって、社会の構造の改革、現実存在する貧困や不平等や不正の制度的な根を除去することが最も大事なことであり、そこに我々の主要な努力と資源が費やされるべきであり、出生前診断にかかわる我々の努力もそのような全体的な努力の一環であることが常に念頭におかれるべきである。この根本的な理解がおろそかにされたところでは、出生前診断そして多くの生命倫理の問題を巡る議論は空論になってしまうのである。

以上が、多くの重要な論点に触れていない不十分なものであるが、筆者のコミュニタリアンのリベラリズムの立場からの、出生前診断を巡る生命倫理の議論にたいする提言のための覚書である。

- 1) Hubbard R. and Wald E. *Exploding the Gene Myth-How Genetic Information is Produced and Manipulated by Scientists, Physicians, Employers, Insurance Companies, Educators, and Law Enforcers* (Beacon Press, 1993) や Miringoff M. *The Social Costs of Genetic Welfare* (Rutgers University Press, 1991) はそのような観点を十分に生かした議論をなしており、良き先例とすべきものである。
- 2) Dewey J. *Reconstruction in Philosophy* (1920)(Beacon press,1957) p. 194
- 3) 親子関係の重要性については Thomas L. *Living Morally :A Psychology of Moral Character* (Temple University Press, 1989) が興味深い議論を展開している。
- 4) 承認の重要性とマルチカルチャリズムの関係については Taylor C. *Multiculturalism and "The Politics of Recognition"* (Princeton University Press, 1992) において有用な議論

がなされている。

- 5) コミュニタリアンのリベラリズムの可能性については O'Neill J. *Ecology, Policy and Politics* (Routledge, 1993) と Mouffe, C *The Return of the Political* (Verso, 1993) と Raz J. *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986) の議論に刺激を受けた。
- 6) 民主主義の手段としての性格とそれによる限界については Baker E. *Human Liberty and Freedom of Expression* (Oxford University Press, 1989), p. 279 に筆者の立場と同様な立場の説明がある。
- 7) O'Neill J. *Ecology, Policy and Politics* (Routledge, 1993) の6章を参照。
- 8) Mouffe, C *The Return of the Political* (Verso, 1993) に有益な議論がある。
- 9) 棚島次郎『脳死・臓器移植と日本社会—死と死後を決める作法』p. 146
- 10) Lane H. *The Mask of Benevolence-Disabling the Deaf Community* (Vintage Books, 1992) を参照。
- 11) Kaplan D. "Prenatal Screening and Diagnosis: The Impact on Persons with Disabilities" Rothenberg K. H. and Thompson E. J. eds. *Women and Prenatal Testing-Facing the Challenges of Genetic Technology* Ohio State University Press, 1994, p. 59
- 12) 胎児の権利の議論の歴史とそれにたいする批判は Daniels C. R. *At Women's Expense-State Power and the Politics of Fetal Rights* (Harvard University Press, 1993) を参照。
- 13) Groce N. E. *Everyone Here Spoke Sign Language-Hereditary Deafness on Martha's Vineyard* (Harvard University Press, 1985)
- 14) Lippman A. "The Genetic Construction of Prenatal Testing : Choice, Consent, or Conformity for Women ? " Rothenberg K. H. and Thompson E. J. eds. *Women and Prenatal Testing-Facing the Challenges of Genetic Technology* Ohio State University Press, 1994, p. 17
- 15) このような事実については Miringoff M. *The Social Costs of Genetic Welfare* (Rutgers University Press, 1991) に詳しい説明がある。
- 16) このような社会が単なる絵空事ではなく、その方向で一步をすすんでいる社会があり、経済的にも成り立ちうる事を論じたものに、岡本祐三『デンマークに学ぶ豊かな老後』(朝日新聞社, 1993) がある。老人問題は障害者問題でもあるのである。
- 17) Saxton M. "Prenatal Screening and Discriminatory Attitudes About Disability" *Genewatch*, January-February 1987, p. 10